

(7) 外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置の延長及び拡充（固定資産税、都市計画税）

内 容

物流コストの軽減を図り、我が国産業経済の国際競争力を確保するため、外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置の適用期限を一定の見直しのうえ、2年延長する。

固定資産税・都市計画税：

平成10年3月31日までに所有した埠頭 課税標準 1 / 2

(承継分) 課税標準 3 / 5 [現行 1 / 2]

平成10年4月1日から平成16年3月31日までに取得する埠頭

課税標準 10年間 1 / 5 [現行 1 / 3]、その後 1 / 2

